

公益財団法人九州先端科学技術研究所における公的研究費（競争的研究費等）の不正使用防止計画

項目	不正発生要因	不正防止計画
1. 機関内の責任体系の明確化	責任体系の曖昧で、組織としてのガバナンスが機能していない状態	競争的研究費等の運営・管理に関わる「最高管理責任者（研究所長）」、「統括管理責任者（副所長）」及び「コンプライアンス推進責任者（総務部長）」を定め公表し、これに基づく管理監督に努める。最高管理責任者は、不正防止に関する取り組みの実施状況や効果について、理事会において役員等と議論を行う。
	監事に求められる役割が不明確	監事は、不正防止に関する内部統制と整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、その結果を理事会において報告し、意見を述べる。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	研究費が公的研究費であることや適正執行への意識が希薄	コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育を実施する。最高管理責任者のリーダーシップの下、コンプライアンス推進責任者による、不正防止に関する啓発活動を実施する。
	ルールが不明確で、統一されたルールがない	規則・規程等を職員ポータルに掲示する。適正な管理・運営と事務効率化とのバランスを最適化する観点から規則・規程等については、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行う。
	職務権限が不明確	規則・規程等において職務権限を定めている。規則・規程等の見直しにあわせて職務権限についても必要に応じて見直しを行う。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	不正が発生した場合の告発等の手続、調査及び懲戒に関する規程等が未整備あるいは不明確	不正が発生した場合の告発等の手続、調査及び懲戒に関する規程等を定め、Web ページにて公表する。
	不正防止計画の内容が不十分で不正発生要因をカバーできていない	不正防止計画推進部署（総務部）にて、科研費等の事務担当者（総務部・研究企画担当）と連携して、事務フローの改善とあわせて、不正防止計画の見直しを行い必要に応じて改正を行う。また、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について、監事との意見交換を行う。
	不正防止計画が周知不足	コンプライアンス教育及び不正防止に関する啓発活動を定期的に行い、不正防止計画の周知に努める。
4. 研究費の適正な運営・管理活動	研究費の適正な執行について、第三者からのチェックがなされる仕組みが未整備	課題毎の予算執行状況を把握し、必要に応じて改善措置（理由の確認及び早期執行を促す）を行う。繰越制度等の活用や年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択に悪影響がないことを周知する。物品・役務の発注及び検収については、全て事務部門が行う。（事後確認による検収を含む）研究者の出張については、出張命令書、出張復命書に加えて出張に関する証拠書類（学会等 Web ページやプログラム、打ち合わせ等の連絡メール等、配布資料、打ち合わせメモ等）を用いて確認する。
5. 情報発信・共有化の推進	競争的研究費等の使用ルールや相談窓口に関する情報等が認知されていない	競争的研究費等の使用ルール等に関する相談窓口や、競争的研究費等の不正防止に関する取り組み取組方針等を Web ページにて公表し周知に努める。
6. モニタリングの在り方	実効性のある監査がおこなわれていない	通常監査（書類監査）に加えて、特別監査（物品等の管理・使用状況の確認、経費支払の確認等）及びリスクアプローチ監査（出張者に旅行の事実及び相手先からの旅費支給の有無を確認、物品等の現物確認、非常勤雇用者に勤務の事実を確認等）を実施する。監査結果を、監事に報告し、意見を求めるなどして、有効かつ多角的な監査を実施する。

7. 施行

本計画は、平成 20 年 10 月 1 日より施行する。

改正 平成 25 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 9 月 1 日